

山梨県公報

号外第七十一号

平成十九年

十月十九日

金 曜 日

目 次

条 例

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	二
専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例	二
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	三
山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	四
山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	四
山梨県県税条例の一部を改正する条例	四
山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	五
山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を廃止する条例	六

条例のあらまし

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第五十一号)(商業振興金融課)

- 1 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係条例の規定中の用語の改正を行うこととした。
 - (一) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例
 - (二) 山梨県手数料条例
- 2 この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行することとした。

専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例(条例第五十二号)(農業技術課)

- 1 授業料の額は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)第二条第一項の表に規定する高等学校の全日制の課程の授業料の

年額と同額とすることとした。

- 2 入学検定料の額は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第三条の表に規定する高等学校の全日制の課程の入学審査料の額と同額とすることとした。
- 3 既に徴収した授業料及び入学検定料は、還付しないこととした。
- 4 授業料の減免について定めることとした。
- 5 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、2及び3については、公布の日から施行することとした。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第五十三号)(高校教育課)

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次の関係条例の規定中「幼稚園」及び「幼児」を最初に規定することとした。
 - (1) 山梨県民会館設置及び管理条例
 - (2) 山梨県建築基準法施行条例
 - (3) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
 - (二) 次の関係条例について規定の整備を行うこととした。
 - (1) 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他都市としての要件に関する条例
 - (2) 山梨県看護職員修学資金貸与条例
 - (3) 山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例
 - (4) 山梨県立室石美術専門学校設置及び管理条例
 - (5) 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
 - (6) 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例
 - (7) 山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例
 - (8) 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例
 - (9) 山梨県医師修学資金貸与条例
 - (10) 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例
- 2 この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行することとした。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(警察本部会計課)

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(国保保護課)

1 国民健康保険財政調整交付金の市町村による返還に要する原資の貸付けを行うため、次の改正を行うこととした。

(一) 国民健康保険財政調整交付金の一部の国に対する返還を支援するための貸付金(以下「市町村返還支援貸付金」という。)(の貸付けに係る経理については、その他の経理と区分して整理するものとした。

(二) 基金は、市町村返還支援貸付金の貸付けに係る経理に区分されたものについて、当該貸付けに支障を生じない範囲内で、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(「税務課」)

1 郵政民営化法等の施行に伴い、徴収金の収納機関から「郵便局」の文言を削除することとした。

2 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(「建築指導課」)

1 建築基準法等の一部改正にかんがみ、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県建築基準法施行条例の一部改正

(1) 第一条関係
特定建築物地区整備計画の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料
二万七千円を新設することとした。

(2) 第二条関係
(一) 用途地域の指定のない区域内の建築が制限されたことによる当該区域内の建築物の建築等に係る許可申請手数料十八万円を新設することとした。
(二) 開発整備促進区における建築物の建築等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料二万七千円を新設することとした。

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正

(1) 第三条関係
建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

(2) 第四条関係
都市計画法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(2)及び1(二)(2)については、平成十九年十一月三十日から施行することとした。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)(「警察本部警務課」)

1 警務部の所掌事務について、次の改正を行うこととした。

(一) 「留置場に関すること。」「を削り、「留置施設に関すること。」「を加えることとした。

(二) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を廃止する条例(条例第五十九号)(「建築指導課」)

1 都市計画法施行令の一部改正に伴い、山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成十九年十一月三十日から施行することとした。

条 例

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十一号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中、「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

一 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第十条の二

二 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)別表第一の五十六の二の項及び五十六の三の項

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十二号

専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

(趣旨)

第一条 この条例は、専門学校山梨県立農業大学の授業料及び入学検定料について定めるものとする。

(授業料)

第二条 授業料の額は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)第二条第一項の表に規定する高等学校の全日制の課程の授業料の年額と同額とする。

2 授業料は、毎年度前期及び後期の二期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

3 前項の授業料は、前期にあつては四月、後期にあつては十月に徴収するものとする。

4 前期又は後期中途において復学した者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

5 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の二分の一に相当する額とする。

(入学検定料)

第三条 入学検定料の額は、山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第三条の表に規定する高等学校の全日制の課程の入学審査料の額と同額とする。

2 入学検定料は、入学願書を受理するときに徴収する。

(授業料等の不還付)

第四条 既に徴収した授業料及び入学検定料は、還付しない。

(授業料の減免)

第五条 知事は、天災、死亡、休学その他の特別の事情があると認める場合は、授業料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度及び平成二十一年度の授業料の額は七万五千四百円と、平成二十二年度及び平成二十三年度の授業料の額は十万四百円とする。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他都市としての要件に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他都市としての要件に関する条例(昭和二十三年山梨県条例第二十四号)の二部を次のように改正する。

本則中「地方自治法」の下に、「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、「乃至第三号」を「から第三号まで」に、「外」を「ほか」に、「左に」を「次に」に、「具えて」を「備えて」に改め、本則第一号中「こと」を「こと」に改め、本則第二号中「学校教育法第四章」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六章」に、「こと」を「こと」に改め、本則第三号から第五号までの規定中「こと」を「こと」に改め、本則第六号中「遜色」を「遜色」に、「こと」を「こと」に改め、本則第七号中「こと」を「こと」に改め、本則第八号中「当り」を「当たり」に、「こと」を「こと」に改め、本則第九号中「こと」を「こと」に改める。

(山梨県民会館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県民会館設置及び管理条例(昭和三十三年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号イ中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第三条 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、「幼稚園」を削る。

(山梨県看護職員修学資金貸与条例及び山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

一 山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年山梨県条例第四十五号)第一条

二 山梨県医師修学資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)第二条第二号

(山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部改正)

第五条 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例(昭和四十九年

山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

(山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

一 山梨県立宝石美術専門学校設置及び管理条例(昭和五十五年山梨県条例第十八号)第一条

二 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)第九条

三 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例(平成十九年山梨県条例第三十五号)第一条

(山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「次に掲げる区分」を「次の各号に掲げる区分」に改め、同項第二号イ中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に、「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

(山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部改正)

第九条 山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年山梨県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

(山梨県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第十条 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第四項第一号」に改める。

附則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年十月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十四号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年十月十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十五号

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(区分経理)

2 基金は、第六条の貸付金のうち、平成十四年度及び平成十五年度において市町村に交付された国民健康保険法第七十二条第一項に規定する調整交付金の一部の国に対する返還を支援するための貸付金(次項において「市町村返還支援貸付金」という。)の貸付けに係る経理については、その他の経理と区分して整理するものとする。

(処分の特例)

3 第六条の規定にかかわらず、基金は、市町村返還支援貸付金の貸付けに係る経理に区分されたものについて、当該貸付けに支障を生じない範囲内で、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県条例第五十六号

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項中、「郵便局」を削る。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十七号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第六中四十八の項を四十九の項とし、三十三の項から四十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十二の項中、「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表三十一の項中、「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表三十の項中、「第六十八条の五の第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表二十九の項の次に次のように加える。

三十 法第六十八条の五の二の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	特定建築物地区整備計画の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料	二万七千円
---	-------------------------------------	-------

第二条 山梨県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第六の七の項中、「又は第十二項ただし書」を、「第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表中四十九の項を五十の

項とし、二十九の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、二十八の項の次に次のように加える。

二十九 法第六十八条の三第七項の規定に基づく建築物の建築等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における建築物の建築等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
--	---	-------

（山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表九の項イからクまでの規定中、「受理」を「受付」に改め、同項ヤ中、「第六十八条の五の第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に、「受理」を「受付」に改め、同項マ中、「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に、「受理」を「受付」に改め、同項ケ中、「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に、「受理」を「受付」に改め、同項フ中、「受理」を「受付」に改める。

第四条 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表十九の項ハ中、「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十九年十一月三十日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十八号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号（一）中、「人事、定員及び給与」を「公文書類の接受、発送、編集及び保存」に改め、同号（二）中、「福利厚生」を「事務能率の増進」に改め、同号（三）中、「警察教養及び監察」を「情報の公開」に改め、同号（四）中、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付」を「個人情報の保護」に改め、同号（五）中、「犯罪被害者等給付金」を「留置施設」に改め、同号（六）中、「公文書類の接受、発送、編集及び保存」を「人事、定員及び給与」に改め、同号（七）中、「事務能率の増進」を「監察」に改め、同号（八）中、「情報の公開」を「警察教養」

に改め、同号(九)中「個人情報保護」を「福利厚生」に改め、同号(十)中「警察装備」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付」に改め、同号(十一)中「留置場」を「犯罪被害者等給付金」に改め、同号(十二)を(十四)とし、(十三)を(十五)とし、(十四)の次に次のように加える。
(十三) 警察装備に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十九号

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を廃止する条例

山梨県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十五年山梨県条例第八号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。